

洛中帯座について

河内 将 芳

はじめに

中世京都の商工業者によって結成された同業者組織である座に関する史料のうち、まとまったかたちで、しかも座にかかわる集団や家に伝わるものはきわめて少ない^①。

そのようななか、洛中帯座については、戦国期に限定されるはするものの、一定のまとまりをもった文書群が残されていることでも知られている。

そのため豊田武氏^③、林屋辰三郎氏^④、脇田晴子氏^⑤ら先学のほか、筆者もまた、先学の驥尾に付して若干の検討をおこなったことがある。

本稿は、そのときの検討をふまえつつ、また、これまでに知られてこなかった新出史料もまじえ、あらためて洛中帯

座^⑥について考えてみようとするものである。

一 室町期京都における帯商売の一端

(1) 春日社在京神人大舎人・問丸・帯柵

洛中帯座をみていくまえに、その前提として、座が成立する以前の帯商売についても確認していく必要がある。とはいうものの、その実態をあきらかにしてくれるような手がかりはきわめてとぼしい。

そのようななかにあつて、万里小路時房の日記『建内記』^⑨にみえるいくつかの記事は、室町期における帯商売の一端を示すものとして、これまでも注目されてきた。

そこで、本章でもまた、それらの記事をさまざまな角度

からみていくことをとおして、その一端にせまっていこうとにしよう。まずは、『建内記』文安四年（一四四七）七月五日条に記された、つぎの記事からながめてみることにする。

春日社在京神人大舎人（大符殿）以□散在神人等載代々御判諸役

皆免之処、今度山門座主（毘沙門堂公承）帯公事可致沙汰之由被申候、

則彼帯被取質物由歎申候、憑入存候、早々無為之様御

下知候者、一社殊に可畏申之由、能々可有御披露候、

恐々謹言、

六月廿六日 執行正預祐□（中臣）憲

神主家継（中臣）

中務大輔殿（源）家種

帯公事事、春日社両惣官状如此候、此事先度尋申候了、

其後未承分明之御返事報候仍上訴以前先申案内候、

随示承候歎謹言、御殿可仰違社家候、御殿可仰違社家候、

七月五日 判（中臣）

毘沙門堂殿（公承）

ともに書状を写した記事だが、前者からは、文安四年六月以前に「春日社在京神人大舎人」に対して、「山門座主」が「帯公事」を「沙汰」しようとし、その結果、「彼帯」が「質物」として取られたことが読みとれる。

もつとも、『建内記』同年五月二十三日条に「春日神人申帯公事候」との記事がみえることからすれば、実際には五月以前すでに事件はおこっていたと考えられる。

また、右の記事からは、「春日社在京神人大舎人」が帯商売をしていたことが読みとれると同時に、帯商売に対しては、「山門座主」が「帯公事」を賦課する権限を有していたこともうきばりとなつてこよう。

そのことをふまえたうえで、ここで何が問題になつていたのかといえは、「春日社在京神人大舎人」が「諸役皆免」の「代々御判」を所持していたにもかかわらず、「帯公事」が賦課されようとした点にあったことが知られる。

そして、それに対して「春日社在京神人大舎人」が抵抗、結果、帯が「質物」として取られたため、「春日社両惣官」とよばれた「執行正預祐憲」と「神主家継」（中臣）の両人の名で万里小路家のもと（同家諸大夫「中務大輔」源家種）へ訴えがもち込まれたわけである。

このとき、なぜ訴えが万里小路家に対して出されたのかといえ、¹⁰「大宿織手が万里小路家に属」していたことがあったからだ、後者の書状からは、これより先、「春日社在京神人大舎人」本人が、「山門座主」である「毘沙門堂」¹¹「公承僧正」方に対して「尋申」し、それに対する「御返報」もともとめていたことが読みとれる。

実際、『建内記』同年七月一日条には、「先度此事先雖相尋、無一途之間及社訴歟」とみえ、毘沙門堂方へ「尋」ねたにもかかわらず、「一途」がなかったため「社訴」にいたった事情もあきらかとなる。

この後、事態がどのようにすすんだのかについてはさだかではないが、九月にいたって、つぎのような動きがみられたことが、『建内記』同年九月二十二日条から読みとることができる。

春日社申住京神人申帯公事、座主僧正^{天台}沙門堂也、雜掌以帶取質物了、於当社住京神人者、諸課役皆免綸旨・院宣・武家代々御判^{案文備進之}、分明之上者、可被返渡之由申之、仍招座主使者示子細者也、使者云、大宿織手織帶出問丸并帶棚等沽却之、於彼問丸歟棚歟之在所、帶公事進座

主許定事也、仍件問丸又棚等、春日神人・八幡神人等雖有之、皆沙汰付也、於今度訴訟之帶者、於路頭欲沽却之間、見付令取了、而稱春日神人、不可依其儀之由所申也云々、予曰、然者件帶任本儀令出問丸許歟令出棚歟、兩様之間、致本路之沙汰於彼所課役取納、尤可止爭論事也、所進之支証分明也、座主、依渡領無証文云々、於公庭不可有訴陳之詮歟、無為之了見可然之旨入魂了、社家申状并古案八通見送了、

右の記事は、先行研究でもかならずといってよいほどつかわれてきたものとして知られている。ただし、それほど突っ込んで検討されてはこなかったように考えられるので、ここではできるだけくわしくみていくことにしよう。

まず前半三分分をみてみると、その内容は、これまでみてきた春日社側の主張と同じものであることがあきらかとなる。

いっぽう、そのあとに示された「座主使者」が語ったとされる「子細」は、ここではじめて知られることばかりだが、それによれば、「帯」は「大宿織手」（大舎人織手）が「織」るものであり、それを「問丸」や「帶棚」に出して「沽

却」していたという。

それゆえ帯公事は、「問丸」や「柵」の「在所」から「座主許」に「進」められる「定事」となっており、たとえ「問丸」や「柵」が「春日神人・八幡神人等」であったとしても「皆沙汰付」されるものだったことも知られる。

「使者」が語るところにしたがうなら、室町期京都の帯商売は、生産を「大宿織手」がおこない、販売は「問丸」や「柵」など「在所」（町屋や店舗を意味するのであろう）とよばれる定点でおこなわれていたことになろう。

したがって、このようなかたちであれば、問題がおこる余地はない。ところが、「今度訴訟之帯」は、「在所」ではなく、「路頭」において「沽却」されようとしていたのを「見付」けたため、「質物」として「取」ったところ、それを「沽却」していたもの（春日社在京神人大舍人）が、自分は「春日神人」であると「称」し、「其儀」に「不可依」ずと申したことから問題は発生した。

先にもふれたように、帯公事は、「問丸」や「柵」など「在所」から進められるものであり、「路頭」での「沽却」については対象としていないばかりか、「諸課役皆免」の「春日社在京神人」の身であれば、帯を「質物」として取られ

る行為を不当とみなしても不思議ではなかったであろう。

このように、今回おこった問題の背景には、変則的な事態が重なっていたわけだが、おそらくはそのこともあったからであろう、「使者」の「子細」を聞いた時房は、「本路」に「任」せ、「件帯」を「問丸」か「柵」に出させて、「課役収納」することで「争論」を「止」めるべきと語っていたことが読みとれる。

しかも、帯公事は、毘沙門堂の所領ではなく、「座主」の「渡領」であったため「証文」がないのに対して、「春日社在京神人」は「支証分明」ゆえ、「公庭」における「訴陳」は避けたほうが「無為」であると「使者」に「入魂」したこともあきらかとなろう。

その結果、「社家申状并古案八通」の時房は「見送」ったが、これで決着をみたのかといえは、じつはそうではなかった。先行研究ではなぜかふれられていないものの、『建内記』には、つぎのような記事が書き残されているからである。

(2) 大宿織手・町之諸棚・町人

大宿神人帶公事、（毘沙門堂公承）山座主称渡領奪取事、去比尋座主之
処、未及分明之左右、座主使可來申云々、于今送日者
也、

座主僧正（毘沙門堂公承）有使相模房云、春日神人申帶公事、度々
承了、社家所出帶之証文案給了、但不及一見之分也、
大宿織手以織物出諸棚、於町沽却之、町人買之成帶又
沽却之、仍於帶公事者、於町之其棚、取來者也、（代々座主）雖春
日神人・八幡神人・日吉神人、皆無異議沙汰來者也、
而今度始而於路頭欲沽却之間、力者見付之、為質物取
件織物了、今依証文其時相尋之處、古來於路次不沽
云々、必出町棚也、今始而使使者於路次欲沽之、本人
不存知、不申付事也、本人又春日神人也、不可沙汰公
事由稱之、然者難治、依神人所免許者、諸棚神人始而
又稱傍例不可沙汰歟、此子細日來之儀如此、所詮彼一
人事、別而自是以御口入之分可闇者、一儀也、不可為
傍例、向後又以此例於路次不可沽却、仍如此申談之由、
座主申之云々、予曰、尤可然、早被仰神主代官（家久在京也）
以使者可申之、其時可有免許者、公武案文返給了、

右は、『建内記』同年十一月七日条にみえる記事である。
冒頭の三行をみてみると、九月からおよそ三ヶ月経つても
なお、「分明之左右」におよんでいなかったことがわかる。
そして、それをふまえてのことであろう、「座主使」が時
房のもとをおとずれたことも知られる。

四行目以降は、その「座主使」である「相模房」が語つ
た内容となるが、それをみてみると、先の「使者」が示し
た「子細」とは異なる部分が見られたこともあきらかとな
る。

たとえば、「相模房」によれば、「大宿織手」は「織物」
を「諸棚」に出し、それを「町」で「沽却」、「町人」がそ
れを「買」って「帯」に「成」し、「又沽却」していたと
いう。

先の「使者」が示した「子細」では、「大宿織手」が「帯」
を織り、「問丸并棚等」に「出」して「沽却」していたと
されるわけだが、ここでは、「帯」を「成」するのは、「町」
の「諸棚」で「織物」を「買」う「町人」だったことになる。
ここでいう「町」とは、おそらく町小路を意味し、「町人」
もまた、「町」（町小路）に住まう商工業者を指すのであろ
う。それゆえ、帯公事は、「町之其棚」において「代々座主」

が「取来」たったと語られている。

ちなみに、「相模房」が語る内容には、「問丸」は出てこないが、「大宿織手」が「織物」を出す「諸棚」が「問丸」にあたり、帯を「沽却」する棚が、「帯棚」に相当するのであろう。

いずれも「町」（町小路）に所在するため、「町之其棚」とよばれ、そこから帯公事が座主のもとへ進められてきたことがあきらかとなる。

おそらくは、先に「在所」として出てきたのが「町之其棚」にあたり、これらが「春日神人・八幡神人・日吉神人」であろうと「皆無異議沙汰来」という内容は、「使者」の「子細」とも矛盾しないことになる。

ところが、「今度」「始而」「路頭」において「春日社在京神人大舍人」が「沽却」しようとしたところを「力者」に「見付」けられ、「質物」として「織物」が「取」られることになったという。

「相模房」が語るところにしたがうなら、本来、「大宿織手」は帯を織らず、「織物」を「諸棚」に出し、それを「町」で「沽却」、「町人」がそれを「買」って「帯」に「成」し、「又沽却」していたのかもしれない。

それが、先の「使者」が示した「子細」のように、「大宿織手」自身が「帯」を「織」り、「問丸并帯棚等」（「町之其棚」）に「出」して「沽却」するのではなく、「路頭」で「沽却」するようになったのであろう。

問題の「大宿織手」は、いわゆる新儀の商売、しかも振売をおこなおうとしたわけだが、それが先例に違うことは、「質物」として「織物」を取られたさい、「本人」も「古来於路次不沽」、「必出町棚」すと語っているから、「本人不存知」とはいうものの、承知のうえでのおこないであったと考えられる。

このように、商売の形態が新儀であるうえ、「在所」で商売していない神人の「諸課役皆免」がみとめられるのかどうかといった複雑な問題もからんでおり、たしかに「難治」といべき案件であった。

「神人」ということで「公事」が「免許」されるのなら、「諸棚神人始而又称傍例不可沙汰」と、今回の事例が「傍例」となって「諸棚神人」も「公事」をおさめなくなるかもしれないからである。

とはいっても、このままでは埒があかない。そこで、「彼一人」にかぎり、時房の「御口入」があれば「閣」き、「此

例」をもって「路次」における「沽却」をゆるすことは今後もないというのが、「座主」が「相模房」をとおして「申し込んできた内容であった。

それに対しては、時房も「尤可然」しと納得し、以上の内容を「使者」を介して「社家代官」にも「仰」せられ、春日社側が「免許」したなら、「公武案文」（「社家所帯之証文案」）も「返給」うよう要請したことも知られる。

『建内記』をみるかぎり、これ以降、帯公事にかかわる記事がみられないから、これで一応の決着をみたのである。ただし、次章でもふれるように、「大宿織手」（大舎人織手）自身が帯を織り、それを「問丸并帯棚」や「町之其棚」などに出さずに「路頭」（「路次」）で「沽却」するという動きはとどまることはなかったと考えられる。

したがって、このような動きに対応して座が成立していったのではないかと推察されるわけだが、少なくとも『建内記』のなかでは、帯座という文言を見いだすことはできない。

また、その成立過程を知らせてくれるような手がかりも現状では発見されていない。が、そのような限界をふまえたうえで、次章では、現在知られる洛中帯座にかかわる史

料すべてをみていくことをとおして座の実態にせまってくることにしよう。

二 洛中帯座

(1) 帯公事（帯役銭）

すでに先行研究¹²⁾でもふれられているものだが、『華頂要略』巻第五十五下¹³⁾には、つぎのような記事が残されている。

一、座主職領敷 帯公事御知行之事

京都帯公事、已前在京之時、色々雖申候、或者公方様御小者、又者細川殿号被官、于今無承引候、色々申候て、十間分各式正宛致其沙汰候、此半分只今拾正進上候、自御門跡様御次之時者、九郎殿へ被立御使被仰伏候者、可目出候、可得御意候、恐惶謹言、

治部卿

七月三日 重真判

治部卿法眼御房

年未詳ながら、内容から応仁・文明の乱以降、戦国期の

ものと考えられる。ただし、右の史料もまた、先行研究によつてくわしく検討されてきた形跡がみられないので、これまでと同じように、できるだけくわしくみていくことにしよう。

まず、右によれば、青蓮院門跡が天台座主の職にあったとき、「座主職領」である「帯公事」の賦課に対して「公方様御小者」や「細川殿」「被官」などと「号」して「承引」しないものたちがいたという。

第一章でみた神人ではなく、「公方様」「細川殿」といった武家の小者や被官を理由に帯公事を「承引」しないときとされている点に時代が反映されているように思われる。

また、そのようなものたちに対して「色々申」した結果、「十間」が「各式正宛」を「沙汰」することになったものの、「只今」は「此半分」の「拾疋」（銭一〇〇文）が「進上」されたという。

ここにみえる「十間」とは、おそらく第一章でみた「在所」や「町之其棚」などを指すと考えられるが、それらが、一〇間（軒）にかぎるものだったのかどうかについてはさだかではない。ただ、この時点での帯公事が、一間につき、おのおの「式疋」（銭二〇文）であったことは読みとれよう。

もっとも、「色々申」しただけでは帯公事の徴収はいかんともしがたかったようで、「御次之時者、九郎殿（細川殿）へ被立御使被仰伏候」と、細川京兆家の当主を意味する「九郎殿（細川殿）」へ「御使」を立て助力を要請していたことも知られる。

ここからは、帯公事についてわずかながらもその状況がうかがい知れるわけだが、ただ、「十間」（の棚）が座を結成していたのかどうかについてはあきらからでない。

ちなみに、帯公事に関しては、天文十九年（一五五〇）に「即往院こと妙法院堯尊法親王」が天台座主に「就任した時の記録である」『即往院座主拜任事』の「座主領事」にも「帯役銭壹貫貳百文出之、前ハ五貫文有之」とみえ、「帯役銭」が、ときに「五貫文」（銭五〇〇文）あったことも知られる。

しかしながら、右にみられる帯公事（帯役銭）が月別か、年別かについてもさだかでなく、座の有無も読みとることはできない。はたして帯座（洛中带座）はいつ成立したのであろうか。この点についてつぎに考えていくことにしよう。

(2) 洛中带座、座頭、公用代官

表1は、帯座（洛中带座）という文言が確認できる史料すべてを編年で一覧にしたものである。このうち、典拠に「神頭家文書」と記したものが新出史料にあたるが、もつとも、そのほとんどは、すでに「田中光治氏所蔵文書」として知られている。

それらのうち、原本として確認できる、もつとも古いものがつぎの文書となる（以下の史料番号は表1と対応したものとなる）。

〔史料2〕

洛中带座々頭職・同公用代官職等事、亀屋五位女任当知行、被成御下知訖、然大舍人直売、立捨、諸寺庵押売、或号権門被官、或称諸役者、不致其役云々、太無謂、殊近年不帯代官補任、令商売之条、以外濫吹也、早任先例可致其沙汰、若猶不承引者、可被処其咎之由、所被仰出之状、如件、

大永八

閏九月廿五日

（飯尾）
為隆（花押）

帯座中

（斎藤）
誠基（花押）

右は、室町將軍足利義晴と対立していた足利義維の奉行人奉書として知られるものだが、ここからは、おそらくも大永八年（一五二八）には、「洛中带座」（「帯座」）が成立していたことが確認できる。と同時に、当該座には、「々頭職」と「公用代官職」なるものが存在していたことも知られよう。

座頭とは、一般に座の長を意味し、また、公用代官とは、公用（公事、役銭）を座の本所（帯座の場合、天台座主）にかわって徴収する代官を指す。

ここで座頭と公用代官がならべられていることからわかるように、洛中带座においては、この両職が不可分のものとしてあった。そして、その両職を「亀屋五位女」が「当知行」していたことも読みとれる。

ところが、「大舍人」による「直売」や「立捨」「諸寺庵押売」といった不法行為がみられるのみならず、「権門被官」と「号」したり、「諸役者」と「称」して「其役」（公用）をおさめないものたちがいたという。

表1 帯座関係文書一覧

史料番号	西暦	年月日	文書名	宛所	備考	典拠
1	1488	長享2年 3月12日	室町幕府政所 執事加判連署 奉書案			別本賦引付四
2	1528	大永8年 閏9月25日	足利義維奉行人 連署奉書	帯座中	折紙	神頭家文書 (旧田中光治 氏所蔵文書)
3	1541	天文10年 7月12日	茨木長隆奉書	亀屋五位女	折紙	神頭家文書
4	1544	天文13年 11月21日	亀屋五位女申 状案			別本賦引付四
5	1544	(天文13年) 11月21日	吉田宗忠請文	諏方信濃守殿		蛭川家文書之 三
6	1544	天文13年 閏11月13日	洛中帯座成敗 目録		紙背に伊勢貞 孝・諏訪長俊 の花押あり	神頭家文書
7	1544	天文13年 閏11月13日	室町幕府政所 執事加判連署 奉書			神頭家文書 (旧田中光治 氏所蔵文書)
8	1544	天文13年 閏11月13日	室町幕府奉行人 連署奉書	当座衆中	折紙	神頭家文書 (旧田中光治 氏所蔵文書)
9	1544	天文13年閏 11月13日	室町幕府奉行人 連署奉書	吉田宗忠入道 殿	折紙	神頭家文書 (旧田中光治 氏所蔵文書)
10	1544	天文13年 12月18日	茨木長隆判物	座中	折紙	神頭家文書 (旧田中光治 氏所蔵文書)
11		(年未詳) 3月1日	三好長慶書状	当座中	折紙	神頭家文書 (旧田中光治 氏所蔵文書)
12	1581	天正9年 8月17日	村井貞勝判物	朝(カ)庵	折紙	神頭家文書

(注) 神頭家文書以外の出典としては、別本賦引付四(室町幕府引付史料集成 上巻)、蛭川家文書之三(大日本古文書)となる。

第一章でみたのと同じような問題がひきつづきおこっていたことが知られるわけだが、そのうえ「近年」では、「代官補任」を「帯」びないで「商売」するものたちまであらわれるようになっていた。帯商売をめぐる環境は、きびしさを増していたようすがええよう。

以上のことをふまえるなら、洛中带座を結成したのは、「町之其棚」（問丸・帯棚）に系譜をひくものたちだったと考えられる。また、成立した当該座においては、座衆（座人）となるために「代官補任」も必要であったことが知られる。

このように代官が座衆を補任するというかたちが一般的なものであったのかどうかについてはさだかでないが、少なくとも洛中带座では、公用代官の職権が強いものであったことがうかがえよう。

とはいうものの、現実には、公用代官というだけでは、新儀商売をおこなう大舎人らの動きを押さえることはできなかった。そのため、この時期、將軍足利義晴を近江へと避難せしめていた足利義維や細川晴元らに訴え、「若猶」承引¹⁶しないものたちに対しては、武家権力による「咎」が処せられるといった強制力を見せつけなければ、どうしよ

うもなかったことも知られよう。

じつは、右につづく史料のほぼすべてが、洛中带座をおびやかす新儀商売にいかに対応していったのかを物語るものとなっている。その流れを意識しながら、ひきつづき追いかけていくことにしよう。

〔史料3〕

洛中带座々頭職目録別紙在之・同公用代官職等事、任当知行証文旨、被成奉書訖、然近年不带座頭補任、令商売族在之、并大舎人直売、立捨、諸寺庵押売、或号権門被官、或称諸役者、不致其沙汰云々、太無謂、所詮、如先々、可被全領知由候也、仍執達如件、

天文十

七月十二日 （実七） 長隆（花押）

亀屋五位女

右は、これまで知られてこなかった新出史料となるが、「史料2」が出されてから一〇年あまり経った天文十年（一五四一）においてもなお、同じような問題に洛中带座はな

やまされていたことが知られる。

そのこともあって、座頭職と公用代官職を「当知行」する亀屋五位女は、細川晴元方へ訴え、その結果、もたらされたのが晴元の奉行人（京兆家奉行人¹⁷）茨木長隆による奉書であった。

新儀商売のありかたについては、「史料2」とほぼ同様と考えられるものの、ここでは、「座頭補任」を帯びずに「商売」する「族」がいるとされているところが異なる。

〔史料2〕では、座頭ではなく、「代官補任」と記されていたからだが、なぜこのように異なっているのか、その事情についてはさだかでない。ただ、ここからは、洛中帯座においては座頭と公用代官がやはり不可分なものとしてあったことが知られよう。

〔3〕天文十三年

さて、表1をみてみると、「史料3」が出されてから三年後にあたる天文十三年（一五四四）の年紀をもつ史料が、複数まとまって残されていることに目がとまる。

天文十三年が洛中帯座にとって重要な年だったことがうかがわれるが、つぎに、それらの史料についてもみていく

ことにしよう。

〔史料4〕

一、^{誦信州}亀屋五位女申状 天文十三 閏十一月 十二日 巽阿

右洛中帯座々頭職之事、自^{マヤ}亀屋法皇様御代令相続、度々被成御下知、無相違者也、然者大舍人直売、立捨、諸寺庵押売、或号権門被官、或称^{音也}諸役、恣之買売之条、一向無謂者也、所詮、如先々可全知行之旨、被成下御下知者、忝可畏存候、仍言上如件、

天文十三年十一月廿一日 請文吉田宗忠任之、

〔史料1〕

帶座頭職事、於証文者今度紛失云々、雖然証文^状以下出帶之上者、進退等事、任先規之旨、亀屋女領知不可有相違之由、所被仰下也、仍下知如件、^{為後証写留候了、}

長享二年三月十二日

（誦訪貞通）
信濃守
（伊勢貞宗）
伊 1

右は、室町幕府政所の政務処理の過程でつくられた訴状や裁許状を書きとめた『賦引付』¹⁸にみられるものである。このうち、後者の〔史料1〕にみえる政所執事加判連署奉書案の記述を信用するなら、「帶座」は、長享二年（一四八八）よりまえには成立していたことになる。

もつとも、前者の〔史料4〕にみえる「洛中帶座々頭職」が「自龜屋法皇様御代」「相続」されてきたという主張を額面どおり信用することはむずかしい。また、〔史料1〕の「於証文者今度紛失」という文言などもふまえるなら、ここにみえる文面を鵜呑みにするわけにはいかないであろう。とはいうものの、結論からいえば、龜屋五位女の申状は、つぎのように幕府によって聞き届けられたことがあきらかとなる。

〔史料7〕

帶座々頭職事、帶御下知以下証文、代々当知行無相違之処、背座中法度、大舍人直売、立捨、諸寺庵押売、或号權門勢家被官、或称諸役者、恣令売買云々、太無謂、所詮、早龜屋五位女守目録之旨、任先例、遂其節、

全領知可專公用之由、所被仰下也、仍下知如件、

天文十三年閏十一月十三日

前信濃守神宿祢（諏訪長徳）（花押）

伊勢守平朝臣（伊勢貞孝）（花押）

〔史料8〕

帶座座頭職事、帶御下知以下証文、代々当知行之処、背座中法度、大舍人直売、立捨、諸寺庵押売、或号權門勢家被官、或称諸役者、恣令売買云々、太無謂、所詮、早龜屋五位女守目録之旨、任先例、遂其節、可全領知之段、被成奉書訖、宜令存知之由、被仰出候也、仍執達如件、

天文十三

閏十一月十三日

長俊（諏訪）（花押）
堯連（飯尾）（花押）

当座衆中

ともに同じ年月日をもつ文書であり、〔史料7〕が政所執事加判連署奉書、〔史料8〕がそれをうけて出された幕

府奉行人連署奉書となる。

一見してあきらかなように、その内容は、亀屋五位女の申状にそつたものとなっているが、ここで注目されるのは、文中にも見える「座中法度」¹⁹の存在であろう。

洛中帯座においては、「座中法度」がはじめて史料のうゑに登場するかたちとなるからである。そして、これとの関連が想定できるのが、「早亀屋五位女守目録之旨」との一節にみえる「目録」である。

〔史料6〕

洛中帯座成敗目録之事

- 一、大舍人直売之事、
 - 一、号下座、令商売并座江入事、
 - 一、号子孫・親類・代官古衆跡、不勲公役事、
 - 一、為権門勢家・同諸寺庵、（ツ）隠ツ押売事、
 - 一、為座衆、立捨、令商買、付、背座法、并非分族、等之事、
- 右条々堅致成敗、如法取彼商買物、可懸過怠事、
悉往古例也、

天文十三^甲辰年閏十一月十三日

右もまた、これまで知られてこなかった新出史料であるが、冒頭に「目録」とみえることから、これが問題の「目録」にあたる可能性は高いであろう。

ちなみに、表1にも記したように、「史料6」の紙背には伊勢貞孝と諏訪長俊の花押が確認でき、このことから、亀屋五位女が政所へ提出し、返却されたものと考えられる。「史料6」をみて興味がひかれるのは、洛中帯座が「成敗」を「致」し、「彼商買物」を「取」り、「過怠」を「懸」けることが可能であった不法行為が複数列挙されている点であろう。

たとえば、第二条目にみえる「下座」と「号」し、「商売」したり、「座江入」という不法行為は、「史料6」によつてはじめて知られるものだが、おそらくこれが、先にみた「代官補任」や「座頭補任」にかかわるものと考えられる。また、ここからは、洛中帯座に「下座」が存在しなかったことも読みとれ、しかも、「直売」や「押売」など不法行為をおこなうのは、「大舍人」「権門勢家」「諸寺庵」といった座外のものではなく、「立捨」をおこなう「座衆」もいたことが、第一・四・五条目から知られよう。

このうち、「押売」は文字どおりの行為であるとして、「直

売」は帯座を介さない商売と考えられる。そして、残る「立捨」とは、おそらく第一章でみた「春日社在京神人大舎人」がおこなっていた「路頭」での「沽却」に類似する行為を指すのであろう。

そのほかにも、「子孫・親類・代官古衆跡」と「号」し、「公役」を「勲」めないものたちもいたことが、第三条目から知られるが、いずれにしてもこのように、洛中帯座をとりまく環境はきびしさを増していた。

(4) 吉田宗忠

このようなきびしさと関係するのかどうかについてはさだかでないものの、先の「史料7」と「史料8」をうけとつたのが、じつは申状を提出した亀屋五位女でなかったことが、つぎの史料からあきらかとなる。

〔史料9〕

帯座々頭職事、帯御下知以下証文、代々当知行無相違之処、背座中法度、猥大舎人直売、立捨、諸寺庵押売、或号権門勢家被官、或称諸役者、恣令売買云々、太無

謂、所詮、早亀屋五位女守目録之旨、任先例、遂其節段、被成奉書訖、存此趣、可被全領知之由、被仰出候也、仍執達如件、

天文十三

閏十一月十三日

(諏訪)
長俊(花押)

(飯尾)
堯連(花押)

吉田宗忠入道殿

これは、先の「史料7」「史料8」と同じ日に出された奉行人連署奉書である。宛所から、右を含めた三通の文書を実際にうけとつたのが、亀屋五位女ではなく、「吉田宗忠入道」であったことがあきらかとなる。また、このことは、「史料4」に記された「請文吉田宗忠仕之」との一文からもみてとれ、その「請文」も、つぎのように残されている。

〔史料5〕

洛中帯座頭職之事、帯御下知、当知行之上者、如先々、被成下御下知候様、御披露、畏可存候、此旨於偽申者、

可預御成敗候、亀屋五位女之儀、為某親昵之、如此言
上候、恐々謹言、

十一月廿一日 (天文十三年) 宗忠 (吉田) (花押)

諏方信濃守殿 (長後)

右の「請文」に記された月日をみてみると、「史料4」と同じであることがわかる。ここからも、「史料4」の申状が提出された時点ですでに文書のうけとりは吉田宗忠にさだまっていたことが知られよう。

それでは、なぜうけとりは亀屋五位女ではなく吉田宗忠だったのであるのか。この点に関する手がかりは、「請文」にみえる「亀屋五位女之儀、為某親昵之、如此言上候」という一文以外残されていない。

とりわけ、「為某親昵之」をどのように理解するのかが問題となるが、この点について豊田武氏²⁰は、額面どおりに吉田宗忠と亀屋五位女が「親戚」関係にあると理解した。

それに対して、林屋辰三郎氏²¹は、両者に血縁関係はなく、吉田宗忠による座頭職の「買収」ととらえ、脇田晴子氏²²も、座頭職が「譲渡・売買」されたとみている。

筆者もまた、林屋氏や脇田氏と同じく座頭職の買得ない

しは譲与がその実態ではないかとみているが、両氏との違いとしては、焦点が座頭職ではなく、それと不可分にある公用代官職にあったとみているところにある。

ここで登場してきた吉田宗忠とは、天文十三年よりまえに「嵯峨すみくら」や「嵯峨角倉」ともよばれていた酒屋を指す²⁴。

また、天文十五年(二五四六)には、「吉田宗忠一類」として分一徳政令関係の史料にその名がみえ、そして、天文十九年(一五五〇)には、「嵯峨境内」において「土倉」を「構」え「利倍」していたことも知られていた²⁵。

いわゆる酒屋・土倉となるわけだが、その吉田宗忠が異業種といわなければならないことにはさほどの利点はみられなかったと考えられる。

対して、公用代官職につくことには大いに意味があったであろう。土倉といえば、室町期以来、「代官請負業者」として知られる存在だったからである。

洛中帯座の場合、座頭職と公用代官職が一体となっていたため吉田宗忠は両職をになうことになったが、もつとも、買得にしても、譲与にしても、吉田宗忠のような座外のものが座頭職と公用代官職を得たことについては、座内から

少なからぬ違和感をもたれたと考えられる。

〔史料10〕

吉田宗忠申、洛中帶座々頭職并代官職事、任証文旨、
去天文十年茂被成奉書於龜屋五位女処、中山掃部助号
本所進止、雖掠給御下知、依無其謂被棄破候訖、所詮、
以先奉書旨、可致存知之段、被仰付宗忠上者、早可致
其沙汰由候也、仍状如件、

天文十三

十二月十八日

長隆（実本）（花押）

座中

これは、先の三通の〔史料7〕〔史料8〕〔史料9〕が出
されてからわずかひと月後の年紀をもつ細川晴元の奉行人
（京兆家奉行人）茨木長隆判物である。²⁷幕府からの文書だ
けでは不安を感じたのであろうか、吉田宗忠が細川晴元方
へも重ねて訴えを出したことが知られる。

ちなみに、文中にみえる「去天文十年茂被成奉書於龜屋
五位女処」とは、先にみた〔史料3〕を指すが、その直後

に「中山掃部助」なるものが「本所進止」と「号」し、「御
下知」を「掠給」う事態がおこっていたという。

ここからは、そもそも「洛中帶座々頭職・同公用代官職
等」を「龜屋五位女」が「当知行」すること自体にも違和
感をもたれていたようすがうかがわれる。と同時に、その
違和感を上書きするかのようにして、「吉田宗忠」に当該
の職を「存知」するよう「仰付」けられたこともあきらか
となるろう。

なお、〔史料4〕にみえる「洛中帶座々頭職之事、自
龜屋法皇様御代令相続」というあやしげな由来にあらため
て注目するなら、あるいは龜屋五位女もまた、帶商売の外
側にいたような存在だったのかもしれない。

さて、年代として〔史料10〕につぐ文書と考えられるの
がつぎとなる。

〔史料11〕

洛中帶座座頭職事、任御下知並当知行之旨、可令其沙
汰五位女代、不可有難渋候也、恐々謹言、

三好

三月一日 長慶(花押)

当座中

これは、細川晴元被官で、のちに晴元と袂を分かつことになる三好長慶の書状である。年未詳ではあるものの、長慶という実名が天文十六年(一五四七)以降に範長からあらためられたものと考えられている点から、天文十六年以後の文書とみられよう。

ここで注目されるのは、「五位女代」とみえる点で、これから吉田宗忠が、先に「洛中带座々頭職并代官職」の「存知」を「仰付」けられて以降もなお五位女の「代」とみられていたことがあきらかとなる。

酒屋・土倉である吉田宗忠が差配できるのは、あくまで公用代官職であつたことがうかがえるわけだが、そのことは、つぎの史料からも読みとることができる。

〔史料12〕

洛中洛外带座之事、代々带御下知、当知行無相違上者、任目録之旨、如先々、可令存知公役等、於無沙汰輩者、

可為曲事者也、仍如件、

天正九

春長軒

八月十七日 貞勝(花押)

朝庵

右の文書もまた、これまで知られてこなかった新出史料となる。これ以前の史料では洛中带座とあつたものが、ここでは「洛中洛外带座」となっている。

そのあたりの事情についてはさだかでないが、すでに瀬田勝哉氏が指摘しているように、「洛中洛外」が「特権的商工業者が独占権を行使し得る空間としても機能していた」³⁰⁾ことに带座も対応するようになっていたと考えられる。

逆に、成立当初の带座は、惣構に囲まれた上京・下京というかぎられた都市域によつて構成される洛中を基盤にしていたため「洛中带座」と称していたのかもしれない。

〔史料12〕にみえる天正九年(一五八一)といえは、京

都はすでに織田信長の施政下にあり、そのこともあつて文書の差出は、「京都開闢」³¹⁾とよばれた村井貞勝となっている。

もっとも、宛所の「朝庵」³²⁾については、今のところ人物の比定ができていないが、これを含め表1の「神頭家文書」

がひとまりとして伝わっていることをふまえるなら、「史料12」によって保証される内容もまた、吉田宗忠につらなる人物（孫の吉田栄可か）³² に対してのものだったと考えられよう。

注目されるのは、「任目録之旨、如先々、可令存知公役等」との一文で、ここにみえる「目録」が先の「目録」を指し、そして、「公役」が公用（帯公事、帯役銭）を意味するところから、「存知」の対象も「公役」であったとみられる。

洛中带座に関する史料は、現在のところ、「史料12」が下限となるが、ここから、信長の時代まで少なくとも座が存続していたことがあきらかになると同時に、吉田宗忠につらなる人物が公用代官職を差配しつづけていたことも知られよう。

おわりに

以上みてきたことからあきらかなように、帯商売や帯公事については、室町期にその存在が確認できるいっぽう、同業者組織としての帯座（洛中带座）については、現在のところ、室町期の史料に見いだすことはできなかった。

したがって、その成立は、「史料1」にみえる長享二年（一四八八）以前かどうかはともかくとしても、戦国期以降である可能性は高い。

そういう意味では、洛中带座は、「十五世紀末から十六世紀にかけて新しい座が数多く史料に現れる」という中島圭一氏³³の指摘に合致した座のひとつであったといえるのかもしれないが、とすれば、座の成立には、どのような背景があったのであろうか。

そのなぞを解く鍵のひとつは、洛中带座では、座衆が代官や座頭によって補任されるものであったという点にある。しかも、その座頭と代官とが一体化していた以上、焦点は、帯公事（帯役銭、公用、公役）にあったと考えられる。

そもそも、帯公事は、第一章でみたように、個別の「町之其柵」から本所である座主に進められるというかたちで徴収されていた。よって、そのかたちが維持されるかぎり、座の存在はかならずしも必要とされなかったにちがいない。

ところが、「大宿織手」（大舎人織手）がみずから帯を織り、「町之其柵」に出さず「路頭」（路次）で「沽却」す

るなど、新儀の商売をはじめるにいたって、本所と「町之其棚」が、座を成立させることで利害の一致をみたであろうことは容易に想像される。

本所である座主からすれば、帯公事を個別の「町之其棚」からではなく、座という組織をとおして徴収することができるとはなかったのに対し、「町之其棚」からすれば、座衆以外の商売を「座中法度」に背く不法行為として位置づけることで、訴訟の場での勝訴を得やすくなったと考えられるからである。

もつとも、洛中帯座の場合、残された史料によるかぎり、座の成立と同時に座頭職と公用代官職も成立したと考えられ、訴訟の場でみとめられる内容が、座衆の特権保証より、むしろ座頭職・公用代官職の「当知行」にあったところに特徴がみられる。

それはつまり、帯公事を徴収する本所側の意向が強く反映されるかたちで座が成立したことを意味するわけだが、それゆえ座衆の違和感も当初からかかえこむことになったのではないかと考えられる。

先にみた「史料6」に「為座衆、立捨、令商買」むものがあったということがそれを裏づけているし、また、座頭職

と公用代官職が座外の酒屋・土倉である吉田宗忠の手に渡ってしまったのも、帯公事の徴収がなにより優先されていた事実をあらわしているといえよう。

その結果として、『即往院座主拜任事』にみえるように、天文十九年（一五五〇）には、「帯役銭」が「老貫貳百文」徴収されたことも確認できる。「前ハ五貫文」にはおよばないものの、「十間分各式正宛」よりは増加しており、吉田宗忠による座頭職と公用代官職の「存知」が一定の効果をもたらしたことが知られよう。

しかしながら、そのことは、同業者組織であるはずの帯座が帯商売という実体経済との乖離をみせていたことも裏返す。むしろ実体経済のほうは、消費者の需要に応じて商売を展開していた新儀商人や「立捨」をおこなう「座衆」によってなわれるようになっていたのかもしれない。

先にもふれたように、帯座に関する史料は、今のところ、天正九年（一五八一）を下限に残されていない。また、これからわずか数年後には、秀吉政権によって座破棄³⁴がおこなわれることになる。

それにともない、帯座の歴史にも終止符がうたれた可能性は高く、帯公事もまた、停止におさまれたことである

う。そのようななか、かつての新儀商人や元の座衆たちが、どのような商売を展開していったのか、帯商売をめぐるあらたな局面については、性急に答を出すことなく、史料にもとづきながら慎重に検討していく必要がある⁵⁶⁾。後考を期したいと思う。

注

- (1) 長坂口紺灰座にかかわる「長坂口紺灰問屋関係文書」(宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 壬生家文書四』・佐野猪之助氏「所蔵文書」(京都大学文学部影写本)が希有なものとして知られているにすぎないのではないだろうか。なお、長坂口紺灰座については、河内将芳「長坂口紺灰問屋佐野について―問屋の存在形態―」(同『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九二年)参照。
- (2) 「田中光治氏所蔵文書」(京都大学文学部影写本)。
- (3) 豊田武「増訂 中世日本商業史の研究」(岩波書店、一九五二年、のちに『中世日本の商業 豊田武著作集第二巻』吉川弘文館、一九八二年)。
- (4) 林屋辰三郎「角倉了以とその子」(星野書店、一九四四年)。
- (5) 脇田晴子「日本中世商業発達史の研究」(御茶の水書房、一九六九年)。
- (6) 河内将芳「酒屋・土倉と商工業座の関係―角倉吉田と洛中帯座を中心に―」(前掲『中世京都の民衆と社会』、初出一九九三年)、同「中世角倉攷―中世末京都の土倉・酒屋の存在形態と近世社会への展望―」(一九八六年度京都府立大学文学部卒業論文)。
- (7) 「神頭家文書」。「神頭家文書」のなかには、影写本として知られてきた「田中光治氏所蔵文書」に相当する原本が含まれており、重なる部分について本稿では、「神頭家文書(旧田中光治氏所蔵文書)」と記した。ちなみに、「神頭家文書」には、大正十三年(一九二四)四月二十一日付の京都帝國大学国史研究室中村直勝氏直筆の借用証が残されており、そのさいに借用された「建武三年六月卅日足利尊氏御教書案以下八拾通」が影写され、影写本「田中光治氏所蔵文書」としてまとめられたことも知られる。もともと、本稿でふれる新出史料がなぜ影写されなかったのかという点についてはさだかではない。
- (8) 中世京都の座についての再検討の必要性が近年喚起されている(谷本隆之「歴研大会援助報告 中世後期京都「座」研究の課題」二〇二二年)。なお、谷本氏の報告レジュメについては、谷本氏のご許可を得、辻浩和氏を介してさせていただく機会を得た。谷本氏と辻氏には、記して感謝申しあげたいと思う。
- (9) 大日本古記録。
- (10) 豊田武「西陣機業の源流」(『社会経済史学』一五ノ一、一九四四年、のちに『座の研究 豊田武著作集第一巻』吉川

- 弘文館、一九八二年)。
- (11) 『建内記』 文安四年五月二十三日条。
- (12) 『中世の商人と交通 豊田武者作集第三卷』 (吉川弘文館、一九八二年)。
- (13) 天台宗典刊行会編纂『天台宗全書』第一六卷(第三)(第一書房、一九七四年)。
- (14) 下坂守『日嚴院引付』日嚴院実昭筆、『即往院座主拝任事』日嚴院覚永筆 京都・妙法院蔵(『学叢』一九号、一九九七年)。
- (15) 長坂口紺灰座では、「月別課役」という文言が、おそくとも大永六年(一五二六)には確認でき(大永六年七月九日付長口紺灰問職補任状、『図書寮叢刊 壬生家文書四』一〇五八号)、それ以前より「月別課役」であったと考えられる。
- (16) 長坂口紺灰座では、本所(押小路家)により補任され、補任状は家礼の奉書のかたちで発給されたことが知られる(前掲大永六年七月九日付長口紺灰問職補任状)。
- (17) 浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』(思文閣出版、二〇一四年)、馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年)。
- (18) 『別本賦引付』四(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇年)。
- (19) 座中法度については、河内将芳『商工業座の座法について』(前掲『中世京都の民衆と社会』、初出は一九九二年)参照。
- (20) 豊田氏前掲『増訂 中世日本商業史の研究』参照。
- (21) 林屋氏前掲『角倉了以とその子』参照。
- (22) 脇田氏前掲『日本中世商業発達史の研究』参照。
- (23) 河内前掲『酒屋・土倉と商工業座の関係―角倉吉田と洛中帯座を中心に―』参照。
- (24) 河内将芳『酒屋・土倉の存在形態―角倉吉田を中心に―』(前掲『中世京都の民衆と社会』、初出は一九九二年)。
- (25) 河内前掲『酒屋・土倉の存在形態―角倉吉田を中心に―』、同『戦国期京都の土倉角倉吉田に関する二、三の問題―吉田宗忠一類をめぐって―』(『奈良史学』三九号、二〇二二年)。
- (26) 中島圭一『中世京都における土倉業の成立』(『史学雑誌』第一〇一編三号、一九九二年)。
- (27) 脇田氏前掲『日本中世商業発達史の研究』では、「長慶」(三好長慶)と読んでいるが、「長隆」(茨木長隆)の読み誤りである。
- (28) この時期、將軍義晴と晴元が不和になっていたという状況(木下昌規『足利義晴と畿内動乱―分裂した將軍家―』戎光祥出版、二〇二〇年)が関係するのかもしれない。
- (29) 天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四年)。
- (30) 瀬田勝哉『莊園解体期の京の流通』(『増補』洛中洛外の群像―失われた中世京都へ―)平凡社ライブラリー、二〇〇九年、初出は一九九三年)。
- (31) 『多聞院日記』(増補統史料大成 天正十年三月十五日条)。
- (32) 宗忠の没年は永禄八年(一五六五)と考えられ、それより

先に子の与左衛門が永禄元年（一五五八）に亡くなっている（河内前掲「戦国期京都の土倉角倉吉田に関する二、三の問題―「吉田宗忠一類」をめぐって―」参照）。

(33) 中島圭一「書評 桜井英治著『日本中世の経済構造』」（『史学雑誌』第一〇七編一一号、一九九八年）。

(34) 播磨良紀「楽座と城下町」（『ヒストリア』一一三号、一九八七年）。

(35) 河内前掲「中世角倉攷―中世末京都の土倉・酒屋の存在形態と近世社会への展望―」。

〔付記〕

「神頭家文書」の閲覧にあたっては、神頭徹氏から格別の便宜をいただいた。記して感謝申し上げたいと思う。本稿は、科研費・基盤研究C・課題番号二三K〇〇八三〇の研究成果の一部である。